役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人愛媛県スポーツ協会（以下「この法人」という。）の定款第12条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

　(2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とす

　　る者をいう。

　(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

　(4) 評議員とは、定款第９条に基づき置かれる者をいう。

　(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数

料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の種類)

第３条　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当

　であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第４条　この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員の報酬は月額とする。

３　評議員及び常勤役員以外の役員は、無報酬とする。

（報酬の額の決定）

第５条　この法人の常勤の理事の報酬月額は、別表第１「常勤役員の報酬月額」のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

２　この法人の常勤の監事の報酬月額は、別表第１「常勤役員の報酬月額」のうちから、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。

(報酬の支給日)

第６条　報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月21日に支払うものとする。（但し、21日が土曜日、日曜日及び祝祭日の場合は、その前日とする。）

２　月の途中で報酬を支給する場合は、日割りとする。

(報酬等の支給方法)

第７条　報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第８条　常勤役員には、その通勤の実態に応じ、この法人の事務局職員の給与に関する規則に準じて通勤費を支給する。

(費用)

第９条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条　この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

　１　この規程は、公益財団法人愛媛県体育協会の設立の登記の日（平成２３年４月１日）から施行する。

　２　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

別表第１　常勤役員の報酬月額　１人につき３５万円までの範囲内で支給する